

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

帯広市長 様

申込者（受入希望者）

住所

氏名

印

帯広市発注の公共工事にともなう建設発生土の受け入れに当たり、帯広市暴力団排除条例（平成25年12月17日条例第29号。以下「条例」という。）を遵守し、下記のとおり誓約するとともに、今後、下記1及び2に該当する者とならないことを誓約します。

また、帯広市長が警察署長に下記1及び2に関して意見照会することについて承諾します。

記

- 暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）及び暴力団関係事業者（条例第2条第3号に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当しないこと。
- 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項第3号に該当しないこと。
- 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二項に該当する者をその受注者としないこと。
- 前三項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の帯広市長が行う一切の措置について異議を申し立てないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号） 抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者その行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- （4）暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れなこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、行わなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号） 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者